

平成 28 年 9 月 29 日

2016-2017 スケルトン競技 後期 国際競技会派遣選手選考基準

公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟

【選考手続】

2016 年－2017 年スケルトン競技後期国際競技会への派遣選手は、以下に定める選考基準（以下「本選考基準」という。）に基づき公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟（以下「日本連盟」という。）競技委員会が選考し（以下「本選考」という。）、資格選考委員会の確認及び理事会の承認を経て決定されるものとする。

【派遣対象競技会】

後期国際競技会とは、国際ボブスレー・スケルトン連盟（以下「国際連盟」という。）の開催する 2016 年－2017 年シーズン（以下「今シーズン」という。）の World Cup（以下「WC」という。）、Intercontinental Cup（以下「ICC」という。）、Europe Cup（以下「EC」という。）、North American Cup（以下「NAC」という。）、World Championships（以下「WCH」という。）、Junior World Championships（以下「JrWCH」という。）及び Pyeong Chang International Training Week（以下「PITW」という。）のうち、以下とする。

- | | |
|---------|----------------|
| ① WC | 第 3 戦から第 8 戦まで |
| ② ICC | 第 5 戦から第 8 戦まで |
| ③ EC | 第 5 戦から第 8 戦まで |
| ④ NAC | 第 5 戦から第 8 戦まで |
| ⑤ WCH | 全レース |
| ⑥ JrWCH | 全レース |
| ⑦ PITW | 全期間 |

※ 今シーズンにおける日本の出場枠数は次のとおりである。

WC（男子 2、女子 1）、ICC（男子 1、女子 1）

EC（男子 2、女子 2）、NAC（男子 4、女子 4）

WCH（未定）、JrWCH（男子 3、女子 3）、PITW（未定）

※ WCH、PITW の出場枠数は、今後国際連盟から公表される予定である。

【選考方針】

1. 日本代表として十分な活躍が期待でき、日本連盟が「2018 年平昌五輪に向けたスケルトン競技選手選考計画」において掲げる平昌五輪での目標を達成できる可能性を有する選手又は北京五輪で活躍が期待される次世代を担う有望な選手を選考することとし、具体的には派遣対象競技会ごとに以下の方針に従って選考する。

- | | |
|---------|---|
| ① WC | 平昌五輪での目標（男子 6 位以内、女子 8 位以内）を達成する可能性を有する選手及び可能性の有無の見極めが必要な選手 |
| ② ICC | 上記の平昌五輪での目標を達成する可能性の有無の見極めが必要な選手 |
| ③ EC | WC・ICC に派遣される選手に準ずる能力を有する有望な選手 |
| ④ NAC | 国際大会の経験が浅い将来有望な選手 |
| ⑤ WCH | 平昌五輪での目標（男子 6 位以内、女子 8 位以内）を達成する可能性を有する選手及び可能性の有無の見極めが必要な選手 |
| ⑥ JrWCH | 将来有望なジュニア選手 |
| ⑦ PITW | 平昌五輪での目標（男子 6 位以内、女子 8 位以内）を達成する可能性を有 |

する選手及び可能性の有無の見極めが必要な選手

- 「日本連盟登録競技者・スタッフ行動規範」を遵守し、日本連盟を代表するに相応しい選手を選考する。

【評価対象競技会】

本選考における評価対象競技会は次のとおりとする。

- ① 今シーズン前期国際競技会
- ② 平成 28 年度全日本選手権（平成 28 年 12 月開催予定）
- ③ 第 2 回平成 28 年度国際競技会派遣選手選考コンバインドテスト（30m 加速走、立ち幅跳び）（平成 28 年 12 月開催予定。以下「第 2 回コンバインドテスト」という。）

【選考基準】

本選考基準は、派遣対象競技会ごとに以下に記載のとおりとし、本選考基準における用語の意味は、次のとおりとする。

- ・「今シーズン前期国際競技会」： 国際連盟の開催する今シーズンの以下の競技会とする。
 - ① WC 第 1 戦から第 2 戦まで
 - ② ICC 第 1 戦から第 4 戦まで
 - ③ EC 第 1 戦から第 4 戦まで
 - ④ NAC 第 1 戦から第 4 戦まで
- ・「前期リザルト」： 今シーズン前期国際競技会のうち現に当該選手が派遣されたレースの成績に基づいて、国際連盟の公表するランキングの算定方法と同様の方法によって算定した、今シーズン前期国際競技会終了時点の順位をいう。
- ・「IBSF ランキング」： 今シーズン国際競技会の成績に基づいて、国際連盟が公表するランキングをいう。
- ・「ジュニア選手」： 平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に 23 歳以下である選手をいう。

1. WC 派遣選考基準

国際連盟の定める WC 出場資格を満たす選手であって、次の(1)に定める派遣対象選手の中から、日本の出場枠数に満つるまで、(2)に定める選出順位に従って選出する。

(1) 派遣対象選手

前期リザルトに基づく「選出順位表」（別紙 1）におけるランク 1～7 に該当する選手

ランク	
1	WC における 1 位～6 位
2	WC における 7 位～12 位
3	WC における 13 位～16 位
4	ICC における 1 位～6 位
5	WC における 17 位以下
6	ICC における 7 位～12 位
7	EC 又は NAC における 1 位～5 位

(2) 選出順位

- I. 選出順位表におけるランク 1 及び 2 の選手については、今シーズン前期国際競技会における WC 前期リザルト順位の上位の選手から順に、他の全ての選手に優先して選出する。
 - II. 選出順位表におけるランク 3 及び 4 の選手については、平成 28 年度全日本選手権の成績上位順に、ランク 5 以下の選手に優先して選出する。
 - III. 選出順位表におけるランク 5 から 7 までの選手については、平成 28 年度全日本選手権の成績上位順に選出する。
- ※ II 及び III において、同一の成績の選手が複数いた場合は、平成 28 年度全日本選手権のベストゴールタイムの上位の選手から順に選出する。

ランク		選出順位 (WC)
1	WC における 1 位～6 位	他の全ての選手に優先し、前期 WC の成績順に選出 (I)
2	WC における 7 位～12 位	
3	WC における 13 位～16 位	ランク 5 以下の選手に優先し、全日本選手権の成績順に選出 (II)
4	ICC における 1 位～6 位	
5	WC における 17 位以下	全日本選手権の成績順に選出 (III)
6	ICC における 7 位～12 位	
7	EC 又は NAC における 1 位～5 位	

2. ICC 派遣選考基準

国際連盟の定める ICC 出場資格を満たす選手であって、次の(1)に定める派遣対象選手の中から、日本の出場枠数に満つるまで、(2)に定める選出順位に従って選出する。

(1) 派遣対象選手

- I. 前期リザルトに基づく選出順位表におけるランク 1～7 に該当し、かつ、今シーズン後期において WC への派遣選手に選出されていない選手

ランク	
1	WC における 1 位～6 位
2	WC における 7 位～12 位
3	WC における 13 位～16 位
4	ICC における 1 位～6 位
5	WC における 17 位以下
6	ICC における 7 位～12 位
7	EC 又は NAC における 1 位～5 位

- II. 前期リザルトに基づく選出順位表におけるランク 8 以下であるが、平成 28 年度全日本選手権において男子 4 位以上、女子 3 位以上の成績を有している選手

(2) 選出順位

- I. 選出順位表におけるランク 1・2 の選手については、今シーズンにおける WC 前期リザルト順位の上位の選手から、他の全ての選手に優先して選出する。
- II. 選出順位表におけるランク 3・4 の選手については、平成 28 年度全日本選手権の成績上位順に、ランク 5 以下の選手に優先して選出する。

- III. 選出順位表におけるランク 5 から 7 までの選手については、平成 28 年度全日本選手権の成績上位順に、ランク 8 以下の選手に優先して選出する。
- IV. 選出順位表におけるランク 8 以下の選手については、平成 28 年度全日本選手権の成績上位順に選出する。
- ※ II～IVにおいて、同一の成績の選手が複数いた場合は、平成 28 年度全日本選手権のベストゴールタイムの上位の選手から順に選出する。

ランク		選出順位 (ICC)
1	WC における 1 位～6 位	他の全ての選手に優先し、前期 WC の成績順に選出 (I)
2	WC における 7 位～12 位	
3	WC における 13 位～16 位	ランク 5 以下の選手に優先し、全日本選手権の成績順に選出 (II)
4	ICC における 1 位～6 位	
5	WC における 17 位以下	ランク 8 以下の選手に優先し、全日本選手権の成績順に選出 (III)
6	ICC における 7 位～12 位	
7	EC 又は NAC における 1 位～5 位	
8	ICC における 13 位以下	全日本選手権の成績順に選出 (IV)
9	EC 又は NAC における 6 位～10 位	
10	EC 又は NAC における 11 位以下	
11	国内競技会等の成績のみを有する選手	

3. EC 派遣選考基準

次の(1)に定める派遣対象選手の中から、日本の出場枠数に満つるまで、(2)に定める選出順位に従って選出する。

(1) 派遣対象選手 (次の全てを満たす者)

- I. 前期リザルトに基づく選出順位表におけるランク 7、9～11 の選手又はジュニア選手であること
- II. 今シーズン後期において WC 又は ICC への派遣選手に選出されていないこと
- III. 平成 28 年度全日本選手権において、男子については 8 位以上、女子については 6 位以上の成績であり、かつ、第 2 回コンバインドテストにおいて、30m 加速走及び立ち幅跳びのいずれの種目についても、そのベスト記録が「選考基準得点表」(別紙 2)に基づいて算定した場合に男子については 70 点以上、女子については 62 点以上であること
- IV. 国内外のコースにおいてトップスタートからゴールまでの滑走経験本数が通算 50 本以上(時期は問わない)であること

(2) 選出順位

- I. 選出順位表におけるランク 7 の選手については、平成 28 年度全日本選手権の成績上位順に、他の全ての選手に優先して選出する。
 - II. 選出順位表におけるランク 9 以下の選手については、平成 28 年度全日本選手権の成績上位順に選出する。
- ※ I・IIにおいて、同一の成績の選手が複数いた場合は、平成 28 年度全日本選手権のベ

トゴールタイムの上位の選手から順に選出する。

ランク		選出順位 (EC)
7	EC 又は NAC における 1 位～5 位	他の全ての選手に優先し全日本選手権の成績順に選出 (I)
8	ICC における 13 位以下	※派遣対象選手外
9	EC 又は NAC における 6 位～10 位	全日本選手権の成績順に選出 (II)
10	EC 又は NAC における 11 位以下	
11	国内競技会等の成績のみを有する選手	

※ 平成 28 年度全日本選手権において、男子については 8 位以上、女子については 6 位以上の成績であり、かつ、第 2 回コンバインドテストにおいて、30m 加速走及び立ち幅跳びのいずれの種目についても、そのベスト記録が「選考基準得点表」(別紙 2) に基づいて算定した場合に男子については 70 点以上、女子については 62 点以上であること。

4. NAC 派遣選考基準

次の(1)に定める派遣対象選手の中から、日本の出場枠数に満つるまで、(2)に定める選出順位に従って選出する。

(1) 派遣対象選手 (次の全てを満たす者)

- I. 前期リザルトに基づく選出順位表におけるランク 7、9～11 の選手又はジュニア選手であること
- II. 今シーズン後期において WC、ICC 又は EC への派遣選手に選出されていないこと
- III. 今シーズン開始時点で海外競技会への出場経験が 3 シーズン以下の選手であること
- IV. 第 2 回コンバインドテストにおいて、30m 加速走及び立ち幅跳びのいずれの種目についても、そのベスト記録が「選考基準得点表」(別紙 2) に基づいて算定した場合に 50 点以上であること
- V. 国内外のコースにおいてトップスタートからゴールまでの滑走経験本数が通算して 50 本以上 (時期は問わない) であること

(2) 選出順位

- I. 選出順位表におけるランク 7 の選手については、平成 28 年度全日本選手権の成績上位順に、他の全ての選手に優先して選出する。
 - II. 選出順位表におけるランク 9 以下の選手については、平成 28 年度全日本選手権の成績上位順に選出する。
- ※ I・IIにおいて、同一の成績の選手が複数いた場合は、平成 28 年度全日本選手権のベストゴールタイムの上位の選手から順に選出する。

ランク		選出順位 (NAC)
7	EC 又は NAC における 1 位～5 位	他の全ての選手に優先し、全日本選手権の成績順に選出 (I)
8	ICC における 13 位以下	※派遣対象選手外

9	EC 又は NAC における 6 位～10 位	全日本選手権の成績順に選出（Ⅱ）
10	EC 又は NAC における 11 位以下	
11	国内競技会等の成績のみを有する選手	

※ 第 2 回コンバインドテストにおいて、30m 加速走及び立ち幅跳びのいずれの種目についても、そのベスト記録が「選考基準得点表」（別紙 2）に基づいて算定した場合に 50 点以上であること。

5. WCH 派遣選考基準

国際連盟から WCH 出場枠数が公表された時点において、国際連盟の定める WCH 出場資格を満たし、かつ、IBSF ランキングを有している者の中から、日本の出場枠数に満つるまで、当該時点の IBSF ランキング上位の選手から順に選出する。

ただし、IBSF ランキング 13 位以下の選手については、出場枠数にかかわらず、男女各 1 名ずつを超えて選出しない。

6. JrWCH 派遣選考基準

平成 29 年 1 月 10 日時点において、国際連盟の定める JrWCH 出場資格を満たし、かつ、IBSF ランキングを有しているジュニア選手の中から、当該時点の IBSF ランキングの最も上位の選手（男女各 1 名ずつ）を選出する。

※ ただし、予算の都合により、さらに次順位の選手（男女各 1 名ずつ）を派遣対象選手として選出する可能性がある。

7. PITW 派遣選考基準

国際連盟から PITW 出場枠数が公表された時点において、IBSF ランキングを有している者の中から、日本の出場枠数に満つるまで、当該時点の IBSF ランキング上位の選手から順に選出する。

【派遣に関する制限】

本選考基準に則り選出された選手であっても、以下の場合には、国際競技会への派遣が制限され又は取り消される。

- I. 国際連盟による各派遣対象競技会の出場資格を満たさない場合
- II. 病気又は怪我により競技に著しく支障があると認められる場合
- III. 海外競技会への出場経験が 3 シーズン以下である選手やジュニア選手の派遣において日本人コーチの帯同ができないなど、安全性が確保できないと日本連盟が認める場合
- IV. 上記 3 以外の選手の派遣において、日本連盟の認める日本人コーチ又は国際連盟の派遣するコーチのいずれの帯同も確保できない場合

【後期国際競技会派遣に関する費用】

費用については、別紙 3 に従う。

選出順位表

「ランク」欄における国際競技会の順位は、前期リザルトの順位をいう。

ランク		費用区分
1	WCにおける1位～6位	A
2	WCにおける7位～12位	B
3	WCにおける13位～16位	C
4	ICCにおける1位～6位	C
5	WCにおける17位以下	C
6	ICCにおける7位～12位	C
7	EC又はNACにおける1位～5位	C
8	ICCにおける13位以下	D
9	EC又はNACにおける6位～10位	D
10	EC又はNACにおける11位以下	D
11	国内競技会等の成績のみを有する選手	D

以上

選考基準得点表

男子			女子		
得点	30m加速走 (秒)	立ち幅跳び (m)	得点	30m加速走 (秒)	立ち幅跳び (m)
100	3.55	3.35	100	3.85	3.00
100	3.56	3.33	99	3.86	2.98
100	3.57	3.31	98	3.88	2.96
100	3.59	3.30	97	3.89	2.94
99	3.60	3.28	96	3.90	2.92
99	3.61	3.26	95	3.92	2.90
99	3.63	3.24	94	3.93	2.88
98	3.64	3.22	93	3.94	2.86
98	3.65	3.20	92	3.95	2.84
98	3.66	3.18	91	3.97	2.83
97	3.68	3.16	90	3.98	2.81
97	3.69	3.14	89	3.99	2.79
97	3.70	3.12	88	4.01	2.77
96	3.72	3.11	87	4.02	2.75
96	3.73	3.09	86	4.03	2.73
95	3.74	3.07	85	4.05	2.71
94	3.76	3.05	84	4.06	2.69
93	3.77	3.03	83	4.07	2.67
92	3.78	3.01	82	4.08	2.65
91	3.79	2.99	81	4.10	2.64
90	3.81	2.97	80	4.11	2.62
89	3.82	2.95	79	4.12	2.60
88	3.83	2.93	78	4.14	2.58
87	3.85	2.91	77	4.15	2.56
86	3.86	2.90	76	4.16	2.54
85	3.87	2.88	75	4.18	2.52
84	3.89	2.86	74	4.19	2.50
83	3.90	2.84	73	4.20	2.48
82	3.91	2.82	72	4.21	2.46
81	3.92	2.80	71	4.23	2.44
80	3.94	2.78	70	4.24	2.43
79	3.95	2.76	69	4.25	2.41
78	3.96	2.74	68	4.27	2.39
77	3.98	2.72	67	4.28	2.37
76	3.99	2.71	66	4.29	2.35
75	4.00	2.69	65	4.31	2.33

74	4.02	2.67	64	4.32	2.31
73	4.03	2.65	63	4.33	2.29
72	4.04	2.63	62	4.34	2.27
71	4.06	2.61	61	4.36	2.25
70	4.07	2.59	60	4.37	2.24
69	4.08	2.57	59	4.38	2.22
68	4.09	2.55	58	4.40	2.20
67	4.11	2.53	57	4.41	2.18
66	4.12	2.51	56	4.42	2.16
65	4.13	2.50	55	4.44	2.14
64	4.15	2.48	54	4.45	2.12
63	4.16	2.46	53	4.46	2.10
62	4.17	2.44	52	4.47	2.08
61	4.18	2.42	51	4.49	2.06
60	4.20	2.40	50	4.50	2.04
59	4.21	2.38	0	4.51 以上	2.03 以下
58	4.22	2.35			
57	4.24	2.34			
56	4.25	2.32			
55	4.26	2.31			
54	4.27	2.29			
53	4.29	2.27			
52	4.30	2.25			
51	4.31	2.23			
50	4.33	2.21			
0	4.34 以上	2.20 以下			

※ 各種目の記録は、スパイクシューズの有無を問わず、計測された最高の記録を得点化する。

以上

後期国際競技会派遣に伴う費用の負担について

後期国際競技会派遣に伴う費用については、後期選考時点における選出順位表（別紙 1）の各ランクに応じた費用区分（A～D）に従い、日本連盟がその費用の一部又は全部を負担する。

- ① A 又は B に該当する選手について
派遣対象競技会エントリー費、渡航費を含む交通費（レンタカー費を含む）、宿泊費、保険料、滑走練習費、トレーニングジム使用費、遠征中の栄養費（食費）及び雑費
 - ② C に該当する選手について
渡航費のみを日本連盟が負担する。
ただし、ジュニア選手については、渡航費及び宿泊費を日本連盟が負担する。
 - ③ D に該当する選手について
全額につき選手の自己負担とする。
ただし、ジュニア選手については、渡航費及び宿泊費を日本連盟が負担する。
- ※ いずれの選手についても、日本連盟の今シーズンの予算に応じて、さらに支援する場合があります。

以上